# 令和7年2月27日【議題1】資料1 令和6年度第1回三重県国民健康保険運営協議会

#### 国民健康保険事業の運営状況について

1 三重県国民健康保険事業特別会計の運営状況について(【議題1】資料2)

三重県国民健康保険事業特別会計の令和5年度決算は、被保険者数が減少したことから市町への保険給付費等交付金が令和4年度より約12億円減少しました。

歳入と歳出の差額は、約 24 億円の黒字(令和4年度は約 29 億円の黒字)となり、 そこから翌年度精算(返還)額約2億円を差し引いた実質的な収支は、約 22 億円の 黒字(令和 4 年度は約 19 億円の黒字)となっています。

財政安定化基金は、財政調整事業分約 11 億円、財政基盤強化分約 4.5 億円等を とり崩し、令和 5 年度末の基金残高は約 108 億円(財政調整事業分約 81 億円)と なっています。

今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、市町とともに医療費の適正化や財政運営の健全化に努めていきます。

- 2 県内各市町における保険料(税)の改定状況について(【議題1】資料3) 令和6年度の各市町における保険料(税)の改定状況は、次のとおりです。
  - ●保険料(税)の引き上げを行ったのは9市町であり、その主な理由は、医療費の自然増への対応や、保険料水準の統一の取組として標準保険料率に近づけることを目的としたものなどとなっています。
  - ●一方、引き下げを行った市町はありませんでした。
  - ●保険料(税)の算定方法については、資産割を廃止した市町はありませんでしたが、廃止に向けて引き下げを行ったのは4市町ありました。令和6年度において県内 29 市町のうち3方式(所得割・均等割・平等割)は 15 市町、4方式は 14市町となっています。

### (制度改正後の県内各市町における保険料(税)の改定状況)

	引上げ	引下げ	据置き	
平成 30 年度	伊賀市、川越町、大台町、御浜町、	松阪市、東員町、玉城町	(19)	
十成 30 千良	紀宝町、大紀町、南伊勢町(7)	(3)	(19)	
   令和元年度	伊勢市、亀山市、木曽岬町、東員町、	   多気町(1)	(21)	
中们几十反	川越町、大紀町、南伊勢町(7)	<b>多米間(1)</b>	(21)	
令和2年度	伊勢市、名張市、尾鷲市、木曽岬町、	(0)	(23)	
<b>卫仙乙十</b> 反	東員町、川越町(6)	(0)	(23)	
   令和3年度	伊賀市、東員町(2)	伊勢市、鈴鹿市、多気町、御	(22)	
で削り半皮	万貞川、宋貞町 (Z)	浜町、南伊勢町(5)	(22)	
令和4年度	四日市市、桑名市、朝日町、川越町、	伊勢市、鈴鹿市、多気町、	(17)	
卫们4千尺	いなべ市、志摩市、伊賀市、大紀町(8)	南伊勢町(4)	(17)	
令和5年度	伊勢市、東員町、朝日町、川越町、	木曽岬町、度会町、御浜町	(20)	
で作り十反	いなべ市、大紀町(6)	(3)	(20)	
	四日市市、伊勢市、名張市、東員町、			
令和6年度	菰野町、朝日町、玉城町、いなべ市	(0)	(20)	
	大紀町(9)			

- 3 各市町における令和5年度国保特会事業状況について(【議題1】資料4) 県内各市町における国民健康保険特別会計の令和5年度の事業状況は、次のとおりです。なお、県全体の特徴としては概ね次のとおりです。
  - ●県全体の被保険者数は 318,304 人で、前年度に比べて 18,880 人(▲ 5.6%)減少しました(令和4年度 337,184 人)。
  - ●県全体の1人あたり医療費は 442,679 円で、前年度に比べて 19,295 円 (4.6%)増加しました(令和4年度 423,384 円)。
  - ●県全体の1人あたり保険料(税)調定額は 101,444 円で、前年度に比べて 797 円(0.8%)増加しました(令和4年度 100,647 円)。
  - ●県内市町の法定外繰入の状況については、11 市町で 2 億 6,161 万 2 千円となっており、市町数は前年度から増減はありませんでしたが、金額 7,811 万 9 千円増加しました(令和4年度 11 市町 1 億 8,349 万 3 千円)。
- 4 予防・健康づくり等に対するインセンティブへの取組状況について (国の保険者努力支援制度と県の保険者取組支援制度)

国では、各自治体の医療費適正化や保険運営の安定化に向けての取組(例えば特定健康診査の受診率や後発医薬品の促進)を指標化し、交付金に反映させる「保険者努力支援制度」を創設し、医療費適正化に向けた取組等を促進しています。

また、県においては、保険者努力支援制度の指標達成を後押しするための交付金として、県独自の「保険者取組支援制度」を創設し、県内市町全体の医療費適正化等に向けた支援を積極的に行っています。

さらに、国では、令和2年度から保険者努力支援制度の中に、新たに「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分を合わせて交付するにより、自治体における予防・健康づくりを後押ししています。

市町村の取組状況(獲得点数)を都道府県単位で平均化した「都道府県別市町村平均獲得点」全国順位

	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
三重県	32 位	29 位	23 位	未確定
二里乐	(536.83/960点)	(552.89/940点)	(470.6/840 点)	(535/988点)
全国平均	564.91/960点	556.06/940 点	467/840 点	(未確定/988 点)
交付(予定)額	約 67,100 万円	約 69,200 万円	約 69,100 万円	約 54,000 万円

\*保険者努力支援制度は市町村分と都道府県分に分かれており、令和7年度から財政運営の都道府県単位化の趣旨をさらに深化させるため、都道府県分の配分が増額されました。(市町村分の配分は減額)

# 令和5年度 三重県国民健康保険事業特別会計決算

#### ◆歳入決算額の内訳

(単位:円)

▼燃八八升取り	77 F 3 F/V			(十四・11)
収入元	区分	令和4年度	令和5年度	増減額
	国民健康保険事業費納付金	43, 283, 826, 684	45, 150, 119, 252	1, 866, 292, 568
市町	保険給付費等交付金返還金	921, 976, 343	913, 599, 567	<b>▲</b> 8, 376, 776
1 1 m]	納付金過年度精算金	10, 488, 537	6, 915, 716	<b>▲</b> 3, 572, 821
	小計	44, 216, 291, 564	46, 070, 634, 535	1, 854, 342, 971
	療養給付費等負担金	29, 071, 042, 886	27, 886, 254, 112	<b>▲</b> 1, 184, 788, 774
	高額医療費負担金	1, 163, 535, 097	1, 233, 997, 897	70, 462, 800
	特別高額医療費共同事業負担金	64, 548, 000	58, 766, 000	<b>▲</b> 5, 782, 000
国	特定健康診査等負担金	234, 066, 000	211, 515, 000	<b>2</b> 2, 551, 000
国	調整交付金	10, 670, 886, 000	10, 189, 447, 000	<b>4</b> 81, 439, 000
	保険者努力支援制度交付金	1, 850, 354, 000	1, 872, 738, 000	22, 384, 000
	財政安定化基金補助金	0	0	0
	小計	43, 054, 431, 983	41, 452, 718, 009	<b>1</b> , 601, 713, 974
県一般会計	一般会計繰入金	9, 081, 472, 096	9, 321, 532, 852	240, 060, 756
	療養給付費等交付金	0	0	0
支払基金	前期高齢者交付金	56, 221, 619, 722	57, 494, 882, 493	1, 273, 262, 771
	小計	56, 221, 619, 722	57, 494, 882, 493	1, 273, 262, 771
	特別高額医療費共同事業交付金	122, 628, 280	182, 403, 396	59, 775, 116
その他	利子及び配当金	1, 315, 265	1, 071, 653	<b>▲</b> 243, 612
	基金繰入金	3, 862, 195, 683	1, 793, 052, 736	<b>2</b> , 069, 142, 947
	小計	3, 986, 139, 228	1, 976, 527, 785	<b>2</b> , 009, 611, 443
繰越金	繰越金	4, 443, 430, 544	2, 948, 342, 615	<b>1</b> , 495, 087, 929
	計 (A)	161, 003, 385, 137	159, 264, 638, 289	<b>1</b> , 738, 746, 848

#### ◆歳出決算額の内訳

支	出先	区分	令和4年度	令和5年度	増減額
त	可町	保険給付費等交付金	125, 805, 411, 836	124, 599, 940, 128	<b>1</b> , 205, 471, 708
		後期高齢者支援金	20, 245, 085, 720	21, 929, 746, 368	1, 684, 660, 648
		前期高齢者納付金	54, 142, 952	53, 618, 580	<b>▲</b> 524, 372
支払	基金	介護納付金	7, 257, 636, 099	7, 068, 068, 271	<b>1</b> 89, 567, 828
		病床転換支援金	70, 413	34, 117	▲ 36, 296
		小計	27, 556, 935, 184	29, 051, 467, 336	1, 494, 532, 152
	市町	保険給付費等交付金償還金	936, 754	12, 135, 671	11, 198, 917
		特定健診負担金分特別交付金償還金	11, 955, 000	9, 103, 000	<b>▲</b> 2, 852, 000
償還金		療養給付費等負担金償還金	1, 871, 215, 560	1, 020, 207, 998	<b>▲</b> 851, 007, 562
金	玉	高額医療費負担金償還金	0	7, 391, 851	7, 391, 851
		調整交付金	26, 658, 000	63, 590, 000	36, 932, 000
	支払基金	療養給付費等交付金償還金	81, 102, 254	9, 077, 042	<b>▲</b> 72, 025, 212
		小計	1, 991, 867, 568	1, 121, 505, 562	<b>▲</b> 870, 362, 006
	•	特別高額医療費共同事業拠出金	194, 499, 627	201, 759, 719	7, 260, 092
		基金積立金	2, 486, 033, 265	1, 881, 542, 653	▲ 604, 490, 612
その他		保健事業	18, 194, 548	17, 842, 969	<b>▲</b> 351, 579
		総務管理費	2, 100, 494	2, 688, 358	587, 864
		繰出金	0	11, 088, 000	11, 088, 000
		小 計	2, 700, 827, 934	2, 114, 921, 699	<b>▲</b> 585, 906, 235
		計(B)	158, 055, 042, 522	156, 887, 834, 725	<b>1</b> , 167, 207, 797

#### ◆収支

	_		_,
区分	令和4年度	令和5年度	増減額
歳入総額(A)	161, 003, 385, 137	159, 264, 638, 289	<b>1</b> , 738, 746, 848
歳出総額(B)	158, 055, 042, 522	156, 887, 834, 725	<b>▲</b> 1, 167, 207, 797
歳入歳出差引額(C=A-B)	2, 948, 342, 615	2, 376, 803, 564	<b>▲</b> 571, 539, 051
翌年度(令和6年度)返還見込額(口	))	191, 896, 414	
実質収支額(E=C-D)	2, 948, 342, 615	2, 184, 907, 150	

国・支払基金へ返還

※R5年度末の基金残高 約107.9億円(うち決算剰余金積立分 約80.6億円)

# 令和7年2月27日【議題1】資料3 令和6年度第1回三重県国民健康保険運営協議会

# 【市町別】令和6年度保険料(税)率等

			令和6年度保	険料(税)率		増減額・増減率 <b>・</b> 単年度)				
	市町村名	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額(円)	平等割額(円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額(円)	改定
1	津市	13. 80		52, 100	35, 200	0	0	0	0	据え置き
2	四日市市	14. 40		57, 900	38, 500	2. 40	0	10, 000	5, 900	引き上げ
3	伊勢市	12. 46		46, 900	29, 400	0. 60	0	3, 200	1, 400	引き上げ
4	松阪市	13. 00		42, 800	30, 800	0	0	0	0	据え置き
5	桑名市	11. 00		62, 500	41, 800	0	0	0	0	据え置き
6	鈴鹿市	13. 00		49, 600	34, 000	0	0	0	0	据え置き
7	名張市	13. 90		42, 300	36, 400	0. 96	0	0	0	引き上げ
8	尾鷲市	11. 30	51. 60	41, 700	39, 400	0	0	0	0	据え置き
9	亀山市	10. 40		50, 400	33, 600	0	0	0	0	据え置き
10	鳥羽市	11. 40	28. 10	45, 900	36, 900	0	0	0	0	据え置き
11	熊野市	9. 00	58. 00	31, 200	33, 600	0	0	0	0	据え置き
12	木曽岬町	9. 55	27. 68	57, 100	39, 800	0	0	0	0	据え置き
13	東員町	9. 12	74. 90	55, 700	35, 900	0. 45	6. 88	4, 500	2, 400	引き上げ
14	菰野町	10. 40	17. 20	56, 000	36, 600	1. 00	▲ 3.70	9, 800	100	引き上げ
15	朝日町	7. 39	37. 97	53, 100	39, 300	0. 09	0. 07	600	900	引き上げ
16	川越町	10. 95	21. 74	50, 760	33, 360	0. 90	▲ 10.86	0	0	据え置き
17	多気町	10. 90		41, 800	39, 000	0	0	0	0	据え置き
18	明和町	10. 07	59. 95	48, 000	38, 500	0	0	0	0	据え置き
19	大台町	8. 50	44. 00	37, 500	33, 500	0	0	0	0	据え置き
20	玉城町	10. 05	27. 40	47, 000	31, 800	2. 55	<b>▲</b> 14. 50	8, 800	4, 700	引き上げ
21	度会町	9. 83		39, 600	27, 600	0	0	0	0	据え置き
22	御浜町	11. 35		39, 200	29, 600	0	0	0	0	据え置き
23	紀宝町	9. 81	54. 40	30, 800	35, 300	0. 25	<b>▲</b> 13.60	600	700	据え置き
24	いなべ市	13. 17		46, 500	23, 000	0. 06	0	2, 100	900	引き上げ
25	志摩市	11. 07		40, 800	31, 900	0	0	0	0	据え置き
26	伊賀市	11. 66		50, 400	34, 600	0	0	0	0	据え置き
27	大紀町	10. 25	59. 30	39, 700	34, 400	0. 80	0	6, 200	3, 000	引き上げ
28	南伊勢町	10. 30		42, 300	27, 200	0	0	0	0	据え置き
29	紀北町	8. 72	96. 10	38, 480	27, 870	0	0	0	0	据え置き

3方式 15市町 4方式 14市町 引上げ 9市町 引下げ 0市町 据え置き 20市町

# <用語の定義>

- 令和6年度保険料(税)率は、各市町村の一般被保険者の基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して算出したもの
- ・ 保険料率の「増減額・増減率(単年度)」は、「令和6度度の保険料率」から「令和5年度の保険料率」を引いたもの

# 各市町別(前年度比較表) 被保険者数、一人あたり医療費、一人あたり保険料調定額、繰入額

		複	被保険者数(人)			(!	実医 及び	り医療費 療費) 順位 : 円)		7.	ひびり	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	顏		法定外 (単位:	
			R5	R4		R5		R4		R5		R4			R5	R4
1	津市		46, 825	49, 403	Ī	447, 429	15	427, 265	14	107, 312	6	107, 691	4		18, 418	19, 228
2	四日市市		49, 950	53, 058		418, 735	23	405, 139	24	107, 455	5	108, 030	3		59, 858	14, 601
3	伊勢市		23, 960	25, 262		428, 459	22	413, 900	20	87, 954	21	83, 898	23		21, 607	22, 185
4	松阪市		30, 320	32, 076		439, 842	18	410, 463	22	94, 698	16	93, 171	17			
5	桑名市		22, 589	23, 868		456, 649	13	442, 223	10	122, 201	1	122, 987	1			
6	鈴鹿市		31, 925	33, 395		431, 617	20	418, 134	17	105, 076	9	106, 572	5			
7	名張市		14, 742	15, 663		472, 646	9	444, 329	9	96, 681	15	97, 713	13			
8	尾鷲市		3, 612	3, 886		504, 882	1	457, 132	5	92, 162	17	93, 505	16			
9	亀山市		7, 942	8, 405		472, 900	8	457, 063	6	99, 038	13	96, 688	14	ſ		
10	鳥羽市		5, 003	5, 399		418, 270	24	414, 954	18	98, 234	14	94, 113	15	Ī	10, 000	8, 000
11	熊野市		3, 951	4, 251	ĺ	468, 608	11	445, 023	8	74, 739	29	73, 468	29	Ī		
12	木曽岬町		1, 337	1, 418		397, 048	28	423, 121	15	115, 653	3	118, 494	2		5, 468	5, 495
13	東員町		4, 729	4, 990	ĺ	474, 911	7	478, 904	3	106, 593	8	103, 381	8	Ī		
14	菰野町		6, 752	7, 187		402, 939	27	395, 965	25	103, 232	11	102, 544	9			
15	朝日町		1, 194	1, 257	l	479, 807	5	432, 805	11	104, 722	10	100, 275	10	Ī		
16	川越町		2, 189	2, 285		441, 768	17	418, 668	16	117, 305	2	105, 277	6		8, 803	137
17	多気町		2, 912	3, 055		471, 504	10	411, 736	21	89, 181	19	88, 935	20			
18	明和町		4, 424	4, 661		464, 659	12	432, 512	12	106, 618	7	104, 278	7			30, 909
19	大台町		1, 955	2, 100		488, 860	4	451, 534	7	85, 269	24	85, 231	21	ſ	7	
20	玉城町		3, 014	3, 146		386, 675	29	377, 857	29	79, 892	26	79, 220	26	ſ	52, 160	2, 021
21	度会町		1, 677	1, 789	ĺ	410, 388	26	379, 251	28	88, 711	20	91, 120	19	Ī		
22	御浜町		2, 170	2, 292		414, 199	25	380, 166	27	85, 700	23	93, 025	18			
23	紀宝町		2, 429	2, 644		439, 280	19	395, 586	26	78, 339	28	78, 564	27		10, 629	9, 679
24	いなべ市		7, 331	7, 813		478, 222	6	471, 450	4	108, 271	4	99, 209	11	Ī	31, 662	42, 238
25	志摩市		11, 398	12, 220		442, 923	16	414, 099	19	89, 582	18	84, 924	22	Ī		
26	伊賀市		15, 788	16, 908		456, 450	14	429, 114	13	99, 703	12	98, 772	12	Ī		
27	大紀町		1, 876	2, 030		502, 410	2	484, 056	2	79, 418	27	78, 275	28	Ī	43, 000	29, 000
28	南伊勢町		2, 819	3, 019		499, 758	3	487, 362	1	87, 299	22	83, 804	24	Ī		
29	紀北町		3, 491	3, 704		429, 380	21	407, 178	23	82, 279	25	81, 794	25	Ī		
	県計 (県平均)	3	18, 304	337, 184		442, 679		423, 384		101, 444		100, 647			261, 612	183, 493

# 令和7年2月27日【議題1】資料5 令和6年度第1回三重県国民健康保険運営協議会

# 令和5年度決算剰余金の取扱いについて

## 1. 納付金算定における前期高齢者交付金の留意点

- ・県全体の納付金必要総額の算定に当たっては、県全体 の保険給付費等から前期高齢者交付金や公費等を差 し引いて算出。
- ・保険給付費等に対する前期高齢者交付金の占める割合は約47%(令和7年度)と高く、保険給付費等の支払の大きな財源となっている。
- ・前期高齢者交付金は、概算額と実績額との精算を2年 後に実施している。
- ・概算額は、国が提示した数値や係数により画一的に算出するため、毎年の精算額が大きく変動する場合がある。

国庫負担金 前期高齢者 交付金 (551億) 調整交付金 (7551億) ↓↓ (R7年度) 納47%

保険給付費等(医療分):1,168億

この占める割合の増減が納付金額の増減に影響。

・したがって、<u>前期高齢者交付金の増減が、各市町の納付金に対し年度間で大きく影響</u>することに留意。

# <前期高齢者交付金の推移>

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	令和7年度
前期高齢者交付金(①+②)	622 億円	560 億円	574 億円	561 億円	551 億円
対前年度	+17 億円	▲62 億円	+14 億円	▲13 億円	▲10 億円
当該年度概算額(①)	600 億円	575 億円	568 億円	542 億円	533 億円
前々年度精算額(②)	+22 億円	▲15 億円	+6 億円	+19 億円	+18 億円

(前々年度精算額(②):+追加交付、▲返還)

#### 2. 令和5年度決算剰余金の取扱いについて

・療養給付費等負担金など国等への令和6年度返還額2億円を除いた精算後の剰余金 22 億円は、令和7年度納付金の控除財源として一部を活用し、残額は財政安定化基金に積立。

① 令和5年度 歳入総額	1,593 億円
② 令和5年度 歳出総額	1,569 億円
③ 歳入歳出差引額(剰余金)	24 億円
④ 令和6年度 精算(返還)額	2 億円
⑤ 精算後 剰余金(③-④)	22 億円
⑥ 令和7年度納付金控除財源	5 億円
⑦ 控除後 剰余金(⑤-⑥)	17 億円